

# 第72回 定時株主総会 招集ご通知

## 株主の皆様へのお願い

- 書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。ご来場の方へのお土産をご用意しておりません。

【議決権行使期限】2023年6月27日（火曜日）午後5時30分（到着分または入力完了分）まで  
なお、本総会の運営方針につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。https://p.sokai.jp/2676/



## 開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時  
開場 午前9時30分

## 開催場所

東京都新宿区四谷1丁目6番1号  
YOTSUYA TOWER 3階  
コモレ四谷タワーコンファレンス  
ROOM D・E

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

## 目次

ごあいさつ ..... 1

### 招集ご通知

第72回定時株主総会招集ご通知 ..... 2

事業報告 ..... 6

連結計算書類 .....31

計算書類 .....46

監査報告 .....55

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 .....61

第2号議案 監査役2名選任の件 .....62

## ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第72回定時株主総会を2023年6月28日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、引き続き健康にご留意いただきますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長

井出尊信

(証券コード 2676)

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
高千穂 交 易 株 式 会 社  
代表取締役社長 井 出 尊 信

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.takachiho-kk.co.jp/ir/stock/soukai/>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2676/teiji/>

なお、本株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着または入力完了するよう議決権を行使いただきますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階  
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1.第72期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第72期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案：剰余金の処分の件  
第2号議案：監査役2名選任の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合（推奨）

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

※ 各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

## インターネット等で議決権を行使される場合（推奨）

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年6月28日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

# インターネットによる議決権行使について

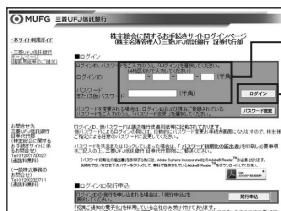
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

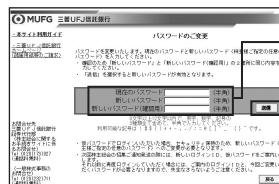


「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※ 操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着き、行動制限が緩和されたことから、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しております。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果により、景気の持ち直しが期待されます。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、資材価格の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を見据え、コア領域における高収益事業の拡大及びサービスビジネスの成長や新事業・新ビジネスモデルの創出を図っております。

具体的には、クラウドサービス&サポートセグメントでは、M S P サービスの拡大及びクラウド型サービス等の新たな市場開拓や保守サービスの拡大を図っております。

システムセグメントでは、主要商品である商品監視システム、C C T V や入退室管理システムの付加価値強化、クラウド型無線L A N やクラウドセキュリティ商品の販売強化、R F I D システム、省人化システムなどのリテールソリューションの拡大を図っております。

他方、デバイスセグメントでは、エレクトロニクス事業においては主に通信インフラ市場、I o T を主とした産業機器市場、アミューズメント市場やオートモティブ市場への拡販及びソリューションビジネスの拡大、またメカトロニクス事業では、引き続き成長が見込まれる半導体製造装置等の産業機器市場、北米、A S E A N 諸国、中国への住宅設備向け機構部品の販売、国内外における自動車内装部品市場の開拓やユニット商品の開発などに注力しております。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高は、基地局向け、及び家庭用プリンタ向け電子部品などのエレクトロニクス商品類や、クラウドサービス&サポートセグメントのM S P サービスの新規契約が好調に推移し、前期比12.4%増の233億60百万円となりました。

(※M S P サービス：クラウド製品の保守運用・稼働監視をサブスクリプション型で行う当社独自のサービス)

損益につきましては、上記理由により、上場来最高益を更新し、営業利益は前期比34.4%増の13億76百万円、経常利益は前期比27.3%増の15億88百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比37.2%増の12億5百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

**[売上高の内訳]**

セグメント区分／商品類		当期売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
クラウドサービス&サポート		2,385	10.2	269	12.8
システム	リテールソリューション	3,152	13.5	▲621	▲16.5
	ビジネスソリューション	3,390	14.5	196	6.1
	グ ロ ー バ ル	3,087	13.2	160	5.5
	計	9,630	41.2	▲264	▲2.7
デバイス	エレクトロニクス	6,941	29.7	2,488	55.9
	メカトロニクス	4,403	18.8	82	1.9
	計	11,344	48.6	2,571	29.3
合 計		23,360	100.0	2,576	12.4

- (注) 1. 当連結会計年度より、従来「システムセグメント」に分類していた「サービス&サポート商品類」を「クラウドサービス&サポートセグメント」として切り分けています。これは、「成長性」と「収益性」の観点から、クラウド型のサブスクリプション型サービスビジネス、保守事業を『成長事業』として位置づけたことによるものです。
2. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
3. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

### 【クラウドサービス&サポートセグメント】

クラウドサービス&サポートセグメントの売上高は、M S P サービスの新規契約数が順調に伸び、前期比12.8%増の23億85百万円、営業利益は前期比28.5%増の5億6百万円となりました。

### 【システムセグメント】

システムセグメントの売上高は、前期比2.7%減の96億30百万円、営業利益は前期比31.6%減の92百万円となりました。

リテールソリューション商品類は、前年好調だったC C T Vや顔認証システムといった大型案件の反動減に加え、光熱費の高騰等により、小売業のお客様のセキュリティ投資が抑制されたことが影響し、売上高は前期比16.5%減の31億52百万円となりました。

ビジネスソリューション商品類は、入退室管理システムの販売が外資系企業のオフィス向けに好調で、データセンター向けに対しても堅調に推移し、売上高は前期比6.1%増の33億90百万円となりました。

グローバル商品類は、タイの防火システム事業が堅調で、売上高は前期比5.5%増の30億87百万円となりました。

### 【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前期比29.3%増の113億44百万円、営業利益は前期比57.1%増の7億76百万円となりました。

エレクトロニクス商品類では、5 G基地局向けや半導体製造装置向け、テレワーク需要増加による家庭用プリンタなどの電子部品の販売が好調に推移したことに加え、アミューズメント市場で顧客深耕が進んだことや、前期に代理店契約を締結したN T C J社製品の販売が好調に立ち上がったことにより、売上高は前期比55.9%増の69億41百万円となりました。

(※N T C J：ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社)

メカトロニクス商品類では、海外複写機向けスライドレール、新紙幣改刷の特需による銀行端末向け機構部品の販売が好調だったことなどにより、売上高は前期比1.9%増の44億3百万円となりました。

## 2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほ銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、2022年2月8日に公表した中期経営計画2022-2024「創造へのチャレンジ～Toward 100th anniversary ニューノーマル時代における新たな価値創造へ～」のもと、企業価値を高め、事業成長を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

- (1) 新たな事業変革に向けた成長への取り組み
- (2) 資本収益性の向上に向けた取り組み
- (3) 新中期経営計画を支える「E・S・G」への取り組み

詳細につきましては、中期経営計画をご参照ください。

なお、プライム市場の上場維持基準については、2023年3月31日時点において全ての基準を充たしております。

詳細は、2023年5月12日公表の「プライム市場上場維持基準への適合に関するお知らせ」をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期)	第72期 (2023年3月期)
売上高 (百万円)	20,616	20,591	20,784	23,360
経常利益 (百万円)	885	926	1,247	1,588
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	190	548	878	1,205
1株当たり当期純利益 (円)	21.40	61.56	98.61	134.69
総資産 (百万円)	18,556	19,473	20,593	22,133
純資産 (百万円)	13,584	14,174	15,025	16,432

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。なお、自己株式数には役員向け株式給付信託に係る当社株式を含めております（2022年3月期68,000株、2023年3月期61,005株）。

2. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。

- (1) 第69期は、システムセグメントやデバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましては、減損損失を計上したことなどから減益となりました。
- (2) 第70期は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により当社の注力する市場が減退したことから、減収となりました。損益につきましては、販売費及び一般管理費削減に努めたことなどから増益となりました。
- (3) 第71期は、デバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記に加え外貨建債権の為替評価益を計上したことなどから増益となりました。
- (4) 第72期は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
マイティキューブ 株 式 会 社	100百万円	100%	R F I D 関 連 機 器 及 び I C タ グ、セ キ ュ リ ティ シ ス テ ム の 開 発 ・ 製 造 及 び 販 売
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED	715千香港ドル	100%	半 導 体 ・ I C / 電 子 部 品、機 構 部 品、住 宅 収 納 ユ ニ ッ ト の 提 案、販 売
提 凱 貿 易 ( 上 海 ) 有 限 公 司	4,270千人民元	100%	半 導 体 ・ I C / 電 子 部 品 及 び 機 構 部 品 の 販 売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand)Ltd.	334百万タイバーツ	100%	セ キ ュ リ ティ ・ 防 火 シ ス テ ム の 設 計 ・ 設 置 ・ 販 売 及 び サ ー ビ ス
Guardfire Limited	20百万タイバーツ	100%	高 度 防 火 シ ス テ ム の 設 計 ・ 販 売
Guardfire Singapore Pte. Ltd.	2,600千シンガポールドル	100%	高 度 防 火 シ ス テ ム の 設 計 ・ 販 売
T a k a c h i h o A m e r i c a , I n c .	200千米ドル	100%	商 品 開 発、事 業 開 発、機 構 部 品 の 販 売

- (注) 1. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITEDの100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。
3. Guardfire Limitedの議決権比率は、当社子会社であるTK Fire Fighting Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。

## 7. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社9社、非連結子会社1社の合計11社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

### <クラウドサービス&サポートセグメント>

#### (クラウドサービス&サポート商品類)

クラウドサービス（M S Pサービス含む）やシステムセグメントで取扱う各商品類の保守・システム運用受託（アウトソーシング）及び運用監視サービスを行っております。

また、迅速な対応により顧客満足向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

### <システムセグメント>

#### (リテールソリューション商品類)

商品監視システム・映像監視システム（監視カメラ・監視映像記録装置）・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンターなど販売支援や省人化対策を目的とした店舗管理機器のシステム設計・販売、設置、システム全般の運用支援サービスなどを行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

#### (ビジネスソリューション商品類)

入退室管理システムやネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）及び商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、郵送物の封入封緘を行うメールインサートシステム（封入封緘機）など、最新エレクトロニクス技術応用システムの機器の設計・構築及び設置・販売等をオフィスビル・データセンター・工場などの企業関連施設に向けて行っております。

#### (グローバル商品類)

高度防火システムの設計・構築及び機器の設置・販売を、オフィスビルや商業施設、ならびに発電エネルギー関連プラント、天然ガス・石油化学工業プラントなどに向けて行っております。

## <デバイスセグメント>

### (エレクトロニクス商品類)

アナログICを中心とする各種半導体や、シリコンマイクなどのセンサー、電子部品に関する販売及びコンサルティング（電子機器設計支援）を行っております。産業用エレクトロニクス機器、I P - P B X（構内交換機）やスマートフォン等の情報通信機器など、広範な分野で使われております。

### (メカトロニクス商品類)

スライドレール・ガススプリング・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのATM等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガススプリング・キー）、システムキッチンの引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

※2023年2月24日付で、関連会社であるジェイエムイー株式会社の当社保有全株式（4,400株）を同社へ譲渡したことにより、持分法適用会社から除外しております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
クラウドサービス&サポート		
クラウドサービス&サポート商品類	クラウドサービス（MSPサービス含む）・システムセグメントの各商品類に関するシステム保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス	当社
システム		
リテールソリューション商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム等のシステム設計、販売、各種システム設計・設置	当社
		マイティキューブ(株)
ビジネスソリューション商品類	入退室管理システム、映像監視システム、ネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、メールインサーティングシステム（封入封緘機）等の販売、各種システム設計・設置	当社
		マイティキューブ(株)
グローバル商品類	高度防火システム等の販売・設計・構築・設置	Takachiho Fire, Security & Services(Thailand) Ltd.
		Guardfire Limited
		Guardfire Singapore Pte.Ltd.
デバイス		
エレクトロニクス商品類	各種半導体（アナログICなど）、センサー（シリコンマイクなど）、電子部品の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LIMITED
		提凱貿易（上海）有限公司
メカトロニクス商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LIMITED
		提凱貿易（上海）有限公司
		Takachiho America, Inc.

(注) 商品・専門語等用語について

- (1) セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
- (2) クラウド型無線LANシステム：インターネット上で無線LANの接続ポイントの管理ができるシステム。
- (3) RFIDタグ：商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。
- (4) 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。

- (5) スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
- (6) ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの。
- (7) ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

## 8. 主要な事業所（2023年3月31日現在）

### (1) 当社

- ① 本社 東京都新宿区
- ② 支店
  - 大阪支店 大阪府大阪市北区
  - 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- ③ 営業所
  - 札幌営業所 北海道札幌市中央区
  - 九州営業所 福岡県福岡市博多区

### (2) マイティキューブ株式会社

本社 東京都新宿区

### (3) Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.

本社 タイ バンコク

### (4) TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED

本社 中国 香港

### (5) 提凱貿易（上海）有限公司

本社 中国 上海

### (6) Guardfire Limited

本社 タイ バンコク

### (7) Guardfire Singapore Pte.Ltd.

本社 シンガポール

### (8) Takachiho America,Inc.

本社 米国 イリノイ州

## 9. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
クラウドサービス & サポート	55
システム	296
デバイス	54
全社共通	91
合計	496

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
243名	5名増	41.6歳	16.4年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者9名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先

借入残高はありません。

## II 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,171,800株 (うち自己株式1,046,290株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 15,275名
5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ ー ス グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	804,000株	8.81%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	538,600	5.90
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	4.93
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,600	3.29
株 式 会 社 マ ー ス ト ー ケ ン ソ リ ュ ー シ ョ ン	265,000	2.90
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	250,400	2.74
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	216,000	2.36
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	200,000	2.19
高 千 穂 交 易 従 業 員 持 株 会	195,463	2.14
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS N O N T R E A T Y A C C O U N T	168,000	1.84

(注) 1.当社は、自己株式1,046,290株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には役員向け株式給付信託に係る当社株式57,900株を含めておりません。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。  
2.上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、538,600株であります。

### 6. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

業績連動型株式報酬として、取締役4名に対して、当社普通株式8,100株を交付しております。なお、社外取締役及び監査役は、当該株式報酬の付与対象者ではありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の数  
第11回新株予約権 575個
- (2) 目的となる株式の種類及び数  
第11回新株予約権 普通株式 57,500株 (新株予約権 1個あたり100株)
- (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第11回(1,113円)	2021年8月1日 ~2024年7月31日	340個	1名

#### 2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### Ⅳ 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	地位	重要な兼職の状況
井出 尊信	代表取締役社長	
平田 嘉昭	取締役	
植松 昌澄	取締役	
辰己 一道	取締役	
鶴岡 通敏	取締役	
申間 和彦	取締役	株式会社アルチザネットワークス 社外監査役
横戸 憲一	常勤監査役	
大塚 康徳	監査役	弁理士 大塚国際特許事務所 所長
千葉 彰	監査役	公認会計士
木崎 孝	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役 鶴岡通敏及び申間和彦の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 大塚康徳、千葉彰、木崎孝の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役 鶴岡通敏、申間和彦及び監査役 大塚康徳、千葉彰、木崎孝の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 申間和彦及び監査役 大塚康徳の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役 千葉彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 和佐野哲男氏は、2022年6月28日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 当社は、上記全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しております。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
9. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

す。ただし、違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害は補填されません。

10. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当 業 務
井 出 尊 信	社 長 執 行 役 員	
平 田 嘉 昭	執 行 役 員	デバイス事業本部長、デバイス系グループ会社担当
植 松 昌 澄	執 行 役 員	管理・業務担当、東南アジアグループ会社担当
辰 己 一 道	執 行 役 員	システム事業本部長
高 山 博 喜	執 行 役 員	事業開発室長
市 川 大 輔	執 行 役 員	デバイス事業本部 Eソリューション事業部長
田 中 毅 則	執 行 役 員	システム事業本部 ビジネスソリューション事業部長
井 藤 政 樹	執 行 役 員	システム事業本部 マーケティング戦略推進部長

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬		支給人数
			業績連動賞与	業績連動株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	131,471千円 (13,300千円)	90,270千円 (12,300千円)	20,800千円 (1,000千円)	20,401千円 (-千円)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	37,950千円 (17,400千円)	32,850千円 (16,200千円)	5,100千円 (1,200千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)
合 計	169,421千円	123,120千円	25,900千円	20,401千円	11名

- (注) 1. 当社では、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を導入しており、一定期間が経過した後、当社普通株式及び金銭等を給付します。業績連動型株式報酬の総額は、当事業年度に計上した費用及び付与ポイントに対する引当金の額の合計であり、実際の支給総額とは異なります。
2. 業績連動賞与の総額は、当事業年度に計上した引当金の額であり、実際の支給総額とは異なります。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定した、役員報酬規程で定めております。

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月26日開催の第56回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬の額を年額2億円以内（株式報酬を除く。）、監査役の報酬の額を年額60百万円以内（株式報酬を除く。）としております。当該報酬に係る役員の数、取締役6名、監査役4名であります。

なお、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入する旨を決議し、2021年8月24日付で本株式報酬制度のために信託を設定しており、対象期間は2022年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度及びその後の原則として3事業年度毎の期間、拠出金額の上限は各対象期間にかかる事業年度の数に20百万円を乗じた額、信託を通じて給付される当社株式等の数の上限は各対象期間にかかる事業年度の数に23,500ポイント（1ポイント1株換算）を乗じた数としております。本株式報酬制度に係る役員の数、取締役4名であります。

役員報酬規程の内容は、固定報酬については業績を勘案した基準額を定めており、又業績連動報酬についても業績を勘案した基準額を定めております。各取締役の報酬は取締役会で、又各監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。また、取締役会で各取締役の報酬の決定を行うにあたり、決定方針との整合性や公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議・答申を経た上で決定しております。当社の役員報酬等の構成は下記の通りであります。

#### a. 固定報酬

当社は、固定報酬として月額報酬を付与しております。固定報酬に係る指標は、経常利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、経常利益の前年対比伸率及び戦略の実行度合を勘案し、別に定める額を基準としております。なお、月額報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。

#### b. 業績連動賞与

当社は、業績連動報酬として役員賞与を付与しております。

業績連動報酬に係る指標は、経常利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、経常利益の前年対比伸率を勘案し、別に定める額を基準としております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当連結会計年度経常利益目標15億円に対し、実績は15億88百万円となりました。

### c. 業績連動株式報酬

当社は、業績連動報酬として本株式報酬制度に基づく株式報酬を付与しております。

本株式報酬制度に基づく株式報酬は、社外取締役を除く取締役を対象として、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、中期経営計画の最終年度における経常利益と当期利益、ROEの連結対外公表計画達成率等を指標として勘案し、別に定めるポイント数を基準として算出した中期経営計画期間の累計ポイントに対応する当社株式等を付与するものであります。当該指標を選択した理由は、経営上の中期目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当連結会計年度経常利益目標15億円、ROE目標6.8%に対し、実績は15億88百万円、7.7%となりました。

上記役員報酬等の割合については、固定報酬と業績連動報酬は7：3（目標100%達成時）を目安としております。なお、本株式報酬制度に基づく株式報酬の割合は、15%を目安といたします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、役員報酬規程に定められた基準及び支給条件に従って、形式的・客観的に算定された内容であることから、取締役会は上記方針に沿うものであると判断しております。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
鶴岡 通敏	社外取締役	企業経営及び企業監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
串間 和彦	社外取締役	企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。2022年6月28日就任後開催の取締役会11回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
大塚 康徳	社外監査役	自ら経営する国際特許事務所の所長弁理士としての豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会20回のうち19回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
千葉 彰	社外監査役	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業の会計監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会20回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
木崎 孝	社外監査役	弁護士としての法務に関する相当程度の知見を有しており、民事法務分野における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会20回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

52,887千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52,887千円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司、Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.、Guardfire Limited、Guardfire Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
    - ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
    - ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
    - ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
    - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
    - ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
    - ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。
  - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
    - ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。
  - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
    - ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。

- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。
- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
  - ① 「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の重要事項については、当社への報告または承認手続きを行う。また、子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
  - ② 「危機管理規程」にもとづき、当社社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
  - ③ 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
  - ④ 「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
  - ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
  - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
  - ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
  - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
  - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
  - ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
  - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、取締役会で決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に沿って各種社内規程を整備し研修・勉強会等を通じてその周知・徹底を図るとともに、各種委員会を開催し当該体制の整備・運用を進めております。また各種委員会の実施状況を定期的に取り締役に報告しております。

グループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき重要事項の報告または承認手続を行うとともに定期的に事業計画の進捗状況を確認する会議を開催しております。

また、当社グループのリスクを一元的に管理し対処するため、危機管理委員会及びコンプライアンス委員会を四半期に各1回ずつ開催するとともに、年1回、「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」に関して、グループ全社・当社全部門を対象とした遵守確認を行っております。

なお、環境・品質管理・情報セキュリティに関しては、当社が第三者認証を取得しているISOの枠組を適切に運用しております。

当事業年度におきましては、プライム市場上場会社として、企業の人権尊重責任を果たすことを明確にするため、「高千穂交易グループ人権方針」を策定・公表しました。また、当社の投資に関する監督・審査・モニタリング機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として投資委員会を設置し、運用を開始しました。

内部監査部門は、引続き当社ならびに国内外のグループ会社について、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門及び経営層、監査役にフィードバック報告しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならぬと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から71年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定す

るものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

## (2) 基本方針の実現に関する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、新たな成長戦略の下、「安全・安心・快適」「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、「独自の付加価値の創出」と「グローバルビジネスの拡大」を推し進めております。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、また、2022年2月8日に公表した新中期経営計画により、資本収益性および株主価値を重視した経営を加速することで、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の設置等により強化されたコーポレートガバナンス体制の下、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

## (3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)への対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入して以降、当社第57回、第59回、第61回、第63回、第65回、第67回、第69回及び第71回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

### ① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明

書]等を当社取締役会宛に提出していただきます。

## ② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## ③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ)大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ)強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ)大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ)買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

## (4) 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

### ① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容と

なっております。

#### ② 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

#### ③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(2024年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### ④ 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様が情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールが透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

#### ⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保さ

れる仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,302,203</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,952,008</b>
現金及び預金	4,509,225	支払手形及び買掛金	3,059,921
受取手形	376,768	未払法人税等	124,106
売掛金	5,557,382	契約負債	947,278
契約資産	815,759	賞与引当金	387,338
電子記録債権	797,438	役員賞与引当金	34,938
商品及び製品	4,880,489	その他	398,424
原材料	195,676	<b>固 定 負 債</b>	<b>748,934</b>
前払費用	981,175	長期未払金	20,451
その他	188,494	役員株式給付引当金	9,032
貸倒引当金	△206	退職給付に係る負債	679,144
		その他	40,305
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,831,118</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,700,943</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>446,026</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
建物及び構築物	200,812	<b>株 主 資 本</b>	<b>15,478,251</b>
その他	245,213	資本金	1,209,218
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>233,602</b>	資本剰余金	1,375,268
ソフトウェア	231,800	利益剰余金	13,979,615
その他	1,802	自己株式	△1,085,851
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,151,488</b>	その他の包括利益累計額	946,077
投資有価証券	2,586,232	その他有価証券評価差額金	691,536
繰延税金資産	119,366	為替換算調整勘定	227,670
敷金及び保証金	333,167	退職給付に係る調整累計額	26,869
その他	112,733	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>8,050</b>
貸倒引当金	△9	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>0</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,432,378</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>22,133,322</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>22,133,322</b>

## 連結損益計算書

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,360,960
売上原価		17,522,939
売上総利益		5,838,020
販売費及び一般管理費		4,461,954
営業利益		1,376,066
営業外収益		
受取利息	3,216	
受取配当金	44,147	
為替差益	191,038	
受取保険金	5,781	
持分法による投資利益	9,622	
その他営業外収益	16,409	270,216
営業外費用		
支払手数料	2,489	
投資事業組合運用損	48,420	
事務所移転費用	6,978	
その他営業外費用	296	58,183
経常利益		1,588,099
特別利益		
新株予約権戻入益	930	930
特別損失		
減損損失	19,050	
固定資産除却損	2,330	
土地売却却損	82,168	103,549
税金等調整前当期純利益		1,485,480
法人税、住民税及び事業税	320,193	
法人税等調整額	△40,040	280,152
当期純利益		1,205,328
親会社株主に帰属する当期純利益		1,205,328

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,209,218	1,193,042	13,377,593	△1,218,481	14,561,372
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△603,306		△603,306
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,205,328		1,205,328
自己株式の取得				△242	△242
自己株式の処分		182,226		132,873	315,099
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	182,226	602,021	132,630	916,878
当 期 末 残 高	1,209,218	1,375,268	13,979,615	△1,085,851	15,478,251

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	373,624	41,600	37,712	452,937	11,340	0	15,025,650
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				-			△603,306
親会社株主に帰属する 当期純利益				-			1,205,328
自己株式の取得				-			△242
自己株式の処分				-			315,099
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	317,912	186,070	△10,842	493,139	△3,290		489,849
当期変動額合計	317,912	186,070	△10,842	493,139	△3,290	-	1,406,728
当 期 末 残 高	691,536	227,670	26,869	946,077	8,050	0	16,432,378

## 連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …9社  
連結子会社の名称 …マイティキューブ株式会社  
TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED  
提凱貿易(上海)有限公司  
Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.  
Guardfire Limited  
Guardfire Singapore Pte.Ltd.  
TK Thai Holdings Co.,Ltd.  
TK Fire Fighting Co.,Ltd.  
Takachiho America,Inc.

- ② 非連結子会社の数 …1社  
非連結子会社の名称 …TKTEC株式会社  
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法の適用会社の数 …一社  
前連結会計年度に持分法適用の関連会社でありましたジェイエムイー株式会社は当連結会計年度に保有株式を全て売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社の数…1社  
持分法を適用していない非連結子会社の名称…TKTEC株式会社  
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司及びTakachiho America,Inc.の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式…時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法等以外のものにより処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

市場価格のない株式…総平均法による原価法を採用しております。

###### 等

(ロ) 棚卸資産 …主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

…当社及び連結子会社の有形固定資産は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

###### (ロ) 無形固定資産

…定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### (イ) 貸倒引当金

…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

###### (ロ) 賞与引当金

…従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### (ハ) 役員賞与引当金

…役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### (ニ) 役員株式給付引当金

…役員の株式支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (イ) 商品の販売

…国内の顧客への商品販売においては、顧客により商品が検収された時点において、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものとして、収益を認識しております。ただし、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

三国間取引を含む輸出の商品販売においては、インコタームズで定められた貿易条件等に基づき、商品のリスクが顧客に移転した時点において、収益を認識しております。

##### (ロ) ライセンス及び保守等

…利用期間の定めのあるソフトウェアライセンスの販売や、販売した商品の保守等の、顧客が享受する役務の提供等が一定期間にわたる収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間にわたって収益を認識しております。

##### (ハ) 長期請負工事に係る商品販売及び設計

…東南アジア地域において、長期請負工事に係る高度防火システムの設計・販売等を行っております。これらは、工事の進捗に伴い一定の期間にわたり履行義務が充足されたものとし、その進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合で見積することで、一定の期間にわたって収益を認識しております。

#### ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

…従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

⑥ 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで固定資産「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「敷金及び保証金」は306,905千円であります。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) …	377,050千円
繰延税金資産(純額) …	119,366千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社および連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、一定の合理的な将来の業績予想に基づいた課税所得見込及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールにより回収可能性を考慮しております。なお、将来の不確実な経済状況の変動などにより、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産及び当期純利益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…	911,151千円
-----------------	-----------

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
タイ	事業用資産	有形固定資産 (工具器具備品)	676
米国	事業用資産	有形固定資産 (車両運搬具)	6,220
東京都他	遊休資産	無形固定資産 (電話加入権)	11,133
埼玉県比企郡小川町	遊休資産	無形固定資産 (施設利用権)	1,020
合計			19,050

### ① 減損損失を認識するに至った経緯

当連結会計年度において、Guardfire Limited及びTakachiho America,Inc.は、売上高及び利益面において、計画未達成の状況にあることから、将来の回収可能性を検討した結果、固定資産残高全額を減損損失として計上しております。また、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回っている資産グループについて減損損失を計上しております。

### ② 減損損失の金額

種類別の内訳は下記の通りです。

種類	金額 (千円)
有形固定資産	6,897
電話加入権	11,133
施設利用権 (霊園)	1,020
合計	19,050

### ③ 資産のグルーピング方法

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

### ④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額は、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,171,800株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,238,578株	112株	134,500株	1,104,190株

(注) 自己株式の普通株式数の増加112株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少134,500株は株式給付信託 (BBT) による市場売却2,000株及び役員への給付8,100株、新株予約権の権利行使17,400株及び取締役会決議による売却107,000株によるものです。なお、自己株式数に含まれる株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数は、期首68,000株、期末57,900株であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	387,052	43円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	216,253	24円00銭	2022年9月30日	2022年12月6日

(注) 上記の配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金 (2022年6月28日定時株主総会決議分2,924千円、2022年11月8日取締役会決議分1,389千円) が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議(予定)	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	994,680	109円00銭	2023年3月31日	2023年6月29日

(注) 2023年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金6,311千円が含まれております。

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

57,500株

## 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
①受取手形	376,768	376,768	－
②売掛金	5,557,382	5,557,382	－
③電子記録債権	797,438	797,438	－
④投資有価証券	1,384,415	1,384,415	－
⑤支払手形及び買掛金	(3,059,921)	(3,059,921)	－

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「④投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	474,688
投資事業組合出資金	727,128
合計	1,201,816

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,384,415			1,384,415

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形		376,768		376,768
売掛金		5,557,382		5,557,382
電子記録債権		797,438		797,438
支払手形及び買掛金		3,059,921		3,059,921

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

セグメント区分 / 商品類		金額 (千円)	構成比 (%)
クラウドサービス & サポート	クラウドサービス&サポート	2,385,781	10.2
	計	2,385,781	10.2
システム	リテールソリューション	3,152,913	13.5
	ビジネスソリューション	3,390,245	14.5
	グローバル	3,087,640	13.2
	計	9,630,800	41.2
デバイス	エレクトロニクス	6,941,146	29.7
	メカトロニクス	4,403,232	18.8
	計	11,344,379	48.6
顧客との契約から生じる収益		23,360,960	100.0
その他の収益		-	-
外部顧客への売上高		23,360,960	100.0

(注) 当連結会計年度より、従来「システムセグメント」に分類していた「サービス&サポート商品類」を「クラウドサービス&サポートセグメント」として切り分けています。これは、「成長性」と「収益性」の観点から、クラウド型のサブスクリプション型サービスビジネス、保守事業を『成長事業』として位置づけたことによるものです。

また、「システムセグメント」のうち、「オフィスソリューション商品類」はオフィスにとどまることなく、データセンターや物流市場等の幅広い市場に向けて展開していくため「ビジネスソリューション商品類」へ、「デバイスセグメント」のうち、「電子商品類」は従来の単品販売から付加価値の高い技術力を持ったエレクトロニクス商品全般に注力するため「エレクトロニクス商品類」へ、「デバイスセグメント」のうち、「産機商品類」は機械と電子を融合したユニット商品開発に幅を拡げるため「メカトロニクス商品類」へそれぞれ名称を変更しております。いずれも内容については変更ありません。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

「連結貸借対照表」に記載のとおりであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は12,891,253千円であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額…………… 1,811円32銭

(2) 1株当たり当期純利益…………… 134円69銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末57,900株)

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度61,005株)

## 11. その他の注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

### 1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って取締役が付与するポイントに基づき、信託を通じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付するという、業績連動型の株式報酬制度であります。

取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、中期経営計画(2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの予定)の終了後であります。また、退任取締役に關しては、原則として退任後、所定の時期であります。

### 2. 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度67,916千円及び57,900株であります。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,278,411</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,181,717</b>
現金及び預金	2,549,690	電子記録債務	193,591
受取手形	374,264	買掛金	2,417,448
売掛金	4,407,536	未払金	259,468
電子記録債権	797,438	未払法人税等	98,000
商品及び製品	3,928,322	契約負債	814,700
前払費用	961,679	賞与引当金	346,223
未収消費税	112,367	役員賞与引当金	34,938
貸付金	117,300	その他流動負債	17,347
その他流動資産	29,888	<b>固 定 負 債</b>	<b>547,329</b>
貸倒引当金	△76	長期未払金	20,451
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,277,897</b>	役員株式給付引当金	9,032
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>425,556</b>	退職給付引当金	490,854
建物	196,049	預り保証金	26,990
構築物	2,718	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,729,047</b>
工具、器具及び備品	226,788	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>225,034</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,127,675</b>
工業所有権	322	資 本 金	1,209,218
ソフトウェア	223,312	資 本 剰 余 金	1,377,427
ソフトウェア仮勘定	1,400	資 本 準 備 金	1,171,672
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,627,306</b>	その他資本剰余金	205,755
投資有価証券	2,554,232	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>14,626,880</b>
関係会社株式	4,570,699	利 益 準 備 金	198,875
関係会社長期貸付金	173,589	その他利益剰余金	14,428,005
会 員 権	11,075	別 途 積 立 金	9,395,000
敷金・保証金	322,384	繰越利益剰余金	5,033,005
繰延税金資産	91,080	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,085,851</b>
長期未収入金	2,970	評価・換算差額等	691,536
その他投資	9	その他有価証券評価差額金	691,536
貸倒引当金	△98,733	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>8,050</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,556,309</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,827,261</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,556,309</b>

## 損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,276,096
売上原価		14,764,093
売上総利益		4,512,003
販売費及び一般管理費		3,366,173
営業利益		1,145,829
営業外収益		
受取利息	3,526	
受取配当金	77,446	
為替差益	183,708	
受取保険金	5,781	
その他営業外収益	12,410	282,873
営業外費用		
投資事業組合運用損	48,420	
貸倒引当金繰入額	44,098	
その他営業外費用	2,748	95,266
経常利益		1,333,437
特別利益		
新株予約権戻入益	930	930
特別損失		
減損損失	9,979	
固定資産除却損	2,330	
土地売却却損	82,168	94,478
税引前当期純利益		1,239,889
法人税、住民税及び事業税	263,181	
法人税等調整額	△17,768	245,413
当期純利益		994,475

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,209,218	1,171,672	23,529	198,875	9,395,000	4,641,835
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△603,306
当 期 純 利 益						994,475
自己株式の取得						
自己株式の処分			182,226			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	182,226	-	-	391,169
当 期 末 残 高	1,209,218	1,171,672	205,755	198,875	9,395,000	5,033,005

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△1,218,481	15,421,648	373,624	11,340	15,806,612
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△603,306			△603,306
当 期 純 利 益		994,475			994,475
自己株式の取得	△242	△242			△242
自己株式の処分	132,873	315,099			315,099
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	317,912	△3,290	314,622
当期変動額合計	132,630	706,026	317,912	△3,290	1,020,649
当 期 末 残 高	△1,085,851	16,127,675	691,536	8,050	16,827,261

## 個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び ・・・総平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

② その他有価証券

市場価格のない ・・・時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により株式等以外のもの 処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

の

市場価格のない ・・・総平均法による原価法を採用しております。

株式等

(2) 棚卸資産の評価 ・・・移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく基準及び評価方法 簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ・・・定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産 ・・・定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数（3年）によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金 ・・・従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 ・・・役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金・・・役員の株式支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 …従業員からの退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 商品の販売

…国内の顧客への商品販売においては、顧客により商品が検収された時点において、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものとして、収益を認識しております。ただし、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

三国間取引を含む輸出の商品販売においては、インコタームズで定められた貿易条件等に基づき、商品のリスクが顧客に移転した時点において、収益を認識しております。

(ロ) ライセンス及び保守等

…利用期間の定めのあるソフトウェアライセンスの販売や、販売した商品の保守等の、顧客が享受する役務の提供等が一定期間にわたる収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会 …退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) … 348,764千円

繰延税金資産(純額) … 91,080千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、一定の合理的な将来の業績予想に基づいた課税所得見込及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールにより回収可能性を考慮しております。なお、将来の不確実な経済状況の変動などにより、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産及び当期純利益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 … 677,286千円

(2) 保証債務

顧客への債務不履行に対する連帯保証

Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. … 222,815千円

Guardfire Limited … 257,163千円

Guardfire Singapore Pte.Ltd. … 72,409千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務…短期金銭債権 637,493千円

長期金銭債権 293,859千円

短期金銭債務 81,106千円

## 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	… 売上高	2,725,070千円
	仕入高	541,883千円
	営業取引以外の取引高	8,616千円

### (2) 減損損失

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都他	遊休資産	無形固定資産 (電話加入権)	8,959
埼玉県比企郡小川町	遊休資産	無形固定資産 (施設利用権)	1,020
合計			9,979

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回っている資産グループについて減損損失を計上しております。

なお、遊休資産（電話加入権及び施設利用権）の回収可能価額は、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,238,578株	112株	134,500株	1,104,190株

(注) 自己株式の普通株式数の増加112株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少134,500株は株式給付信託 (BBT) による市場売却2,000株及び役員への給付8,100株、新株予約権の権利行使17,400株及び取締役会決議による売却107,000株によるものです。なお、自己株式数に含まれる株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数は、期首68,000株、期末57,900株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

関係会社株式評価損	416,587千円
退職給付引当金	146,365千円
賞与引当金	117,058千円
商品評価損	30,548千円
関係会社貸倒引当金	29,617千円
その他	105,074千円
繰延税金資産小計	845,250千円
評価性引当額	△496,486千円
繰延税金資産合計	348,764千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	257,684千円
繰延税金負債合計	257,684千円

繰延税金資産の純額	91,080千円
-----------	----------

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TAKACHIHO KOHEKI(H.K.) LIMITED	所有 直接100.00%	役員の兼任、 電子部品及び 機構部品の販 売及び購入	電子部品及び 機構部品の販 売(注)	2,277,146	売掛金	361,254

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,854円87銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	111円12銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末57,900株)

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度61,005株)

## 11. その他の注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結注記表の「11.その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 澤 宏 一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 澤 宏 一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

高千穂交易株式会社 監査役会  
常勤監査役 横 戸 憲 一 ㊟  
社外監査役 大 塚 康 徳 ㊟  
社外監査役 千 葉 彰 ㊟  
社外監査役 木 崎 孝 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題と位置づけておりますが、中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）に記載のとおり、2023年3月期より、「資本収益性を意識した経営」を目指し、ROEが3期平均8%を達成するまでは、自己資本を積み増さない積極的な株主還元を企図するものとして、連結配当性向100%を維持することといたしました。なお、配当の下限額については、年間24円を継続しております。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の金額から、年間配当については、1株につき133円とし、既に中間配当として1株につき24円をお支払いしておりますので、期末配当については、以下のとおり、1株につき109円といたしたく存じます。

株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金109円

配当総額 994,680,590円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案：監査役2名選任の件

監査役 千葉彰、木崎孝の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ちば あきら 千葉 彰 (1953年9月11日生)	1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1989年3月 公認会計士登録 2000年8月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）社員 2007年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2015年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職 2015年7月 千葉公認会計士事務所代表（現任） 2017年4月 電力広域的運営推進機関監事（現任） 2019年6月 当社社外監査役（現任）	1,300株
	<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 2019年6月に当社社外監査役に就任。公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業の会計監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営に対する監査を行っていることから、引き続き社外監査役候補者といたしております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	きさき たかし 木崎 孝 (1964年5月29日生)	1991年4月 弁護士登録 (兼子・岩松法律事務所入所) 2004年4月 東京女子医科大学非常勤講師 2007年9月 東京三弁護士会医療ADR仲裁人(現任) 2012年7月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) あっせん委員(現任) 2013年4月 司法研修所教官 (民事弁護) 2015年4月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2016年11月 司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員 (民事訴訟法担当) 2019年6月 当社社外監査役 (現任)	1,300株
<社外監査役候補者とした理由> 2019年6月に当社社外監査役に就任。弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しており、民事法務分野における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営に対する監査を行っていることから、引き続き社外監査役候補者としたしております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千葉彰、木崎孝の両氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 千葉彰、木崎孝の両氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、各候補者との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、現任の取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することを内容としております。各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

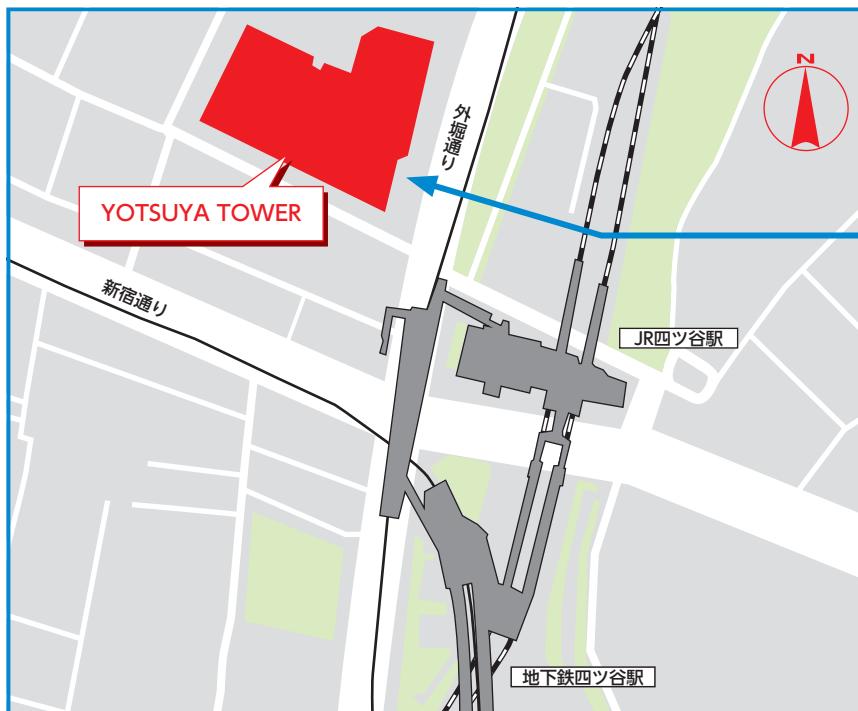
## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階  
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E  
TEL (03) 6416-4402

### 交通

- ① JR総武線・中央線「四ツ谷」駅（四ツ谷口）から徒歩1分
- ② 東京メトロ南北線「四ツ谷」駅（3番出口）から徒歩1分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線「四ツ谷」駅（1番出口）から徒歩3分



### YOTSUYA TOWER



出発地点から株主総会  
会場までスマホが  
ご案内します。



スマートフォンで  
QRコードを  
読み取りください。  
目的地入力は不要です！

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

